

アキウルミナ 2024-AKIULUMINA-
「アキウルミナ グルメクーポン券」実施要綱

2024/05 月

1. 実施団体

アキウルミナ協議会（以下、協議会）

2. 代表者

早坂 智博（天守閣自然公園有限会社 代表）

3. 事務局体制

事務局：手づくりソーセージ工房 vienna29 内（担当：村岡 哲）

4. クーポン券の発行・販売

- ① 発行数：500 枚（予定）
- ② クーポン券額面は「1,000 円」券として、前売券とのセット販売とする。

5. クーポン券の販売・頒布方法

- ① クーポン券の販売はクーポン券単体での販売は行わず、「天守閣自然公園 秋保ナイトミュージアム」「佐々木美術館」「仙台万華鏡美術館」の前売券とセット販売とする。

※頒布パターン

- i) 前売券(デジタルチケット版)1 枚、クーポン券 1,000 円分
- ii) 前売券(窓口販売 紙チケット版)1 枚、クーポン券 1,000 円分
- iii) アンケート等 景品（非販売）

- ②販売期間 i) 前売券(デジタルチケット版) 2024 年 09 月 10 日 ～ 11 月 24 日（予定）
 ii) 前売券(窓口販売 紙チケット版) 2024 年 09 月 10 日 ～ 11 月 24 日(予定)

③販売場所

- i) デジタルチケット「仙台 MaaS」
- ii) 各 入場券対象施設窓口

- ④クーポン券（チケットセット）の購入限度は設けないものとする。

6. クーポン券 取扱店(利用可能店)資格要件

クーポン券 取扱店は以下の要件を満たした事業所とする。

- ①協議会の運営する「グルメマップ」への参加・掲載を承認し、協議会の求める「アキウルミナ 2024 企画参加申込書」を不備なく提出し、参加協賛金(¥500)を支払い登録した事業者。
- ②協議会の提供する、設置物(看板、照明等)・掲示物(ステッカー等)・配布物(パンフレット等)を、不備なく掲示・掲出のできる事業者。
- ③風俗営業当の規制及び業務の適正化等に関する法律における、第二条で規定する営業に該当しない

こと。

- ④暴力団等との関係を有していないこと。

尚、取扱店が、虚偽の申請を行った場合、または営業形態が公序良俗に反すると認められた場合、換金の拒否や登録の取り消しをさせていただきます場合があります。

7. 取扱店登録方法

クーポン券取扱店を希望される事業所は、別紙「アキウルミナ 2024 企画参加申込書」に必要事項を記入し、**6月20日**までに、協議会事務局 または 担当までご提出ください。

なお、記載いただきました店舗情報・提出いただいた画像に関しては、アキウルミナ公式ホームページ、イベントマップ、SNS 等で使用させていただき、画像に関してはトリミング等の加工を行う場合がありますのでご了承ください。

※店舗数は 20～25 店舗に限定し、申込先着順となりますので、ご了承ください。

その後、関連ツール（クーポン券換金方法のお知らせ、取扱店表示ステッカー、黒板看板など）をお届けいたします。

8. 参加協賛金

参加店舗より参加の協賛金として「¥500」を徴収させていただきます。

9. 取扱店の責務

取扱店は次に掲げる事項を遵守してください。

- ①利用者が利用期間中にクーポン券を持参したときは、下記「10. クーポン券の使用条件」にある利用対象外となるものを除き、クーポン券額面分の物品の販売、サービス等の提供を行います。
- ②取扱店として、貴事業所で利用できるクーポン券の種類について、店頭ステッカー、黒板看板等にて利用者にわかりやすく明示してください。
- ③取扱店として、「グルメマップ」参加店であることを明示するため、パンフレットを掲出し、貸出照明器具にてアピールしてください。
- ④偽造等の不正使用の疑いのある時は、受け取りを拒否するとともに、速やかに協議会 事務局へご連絡ください。
- ⑤クーポン券の二次利用（流用）、その他の不正利用を行わないでください。
- ⑥取扱店の登録内容（営業時間等）に変更があった場合は、速やかに協議会 事務局へご連絡ください。
※万一、これらの他、本要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録の取り消しをさせていただきます場合があります。

10. クーポン券の使用条件

- ①クーポン券は専用ステッカー提示 及び 協議会の作成する「グルメマップ」への登録・掲載された取扱店のみで使用可能とする。
- ②クーポン券の利用期間は以下の通りとする。
利用期間 2024年10月25日 ～ 2025年1月31日（予定）
- ③クーポン券裏面には、アキウルミナ協議会の「角印」を押印いたします。押印のないものは無効とする。
- ④次に掲げる商品の販売、サービス等の提供はクーポン券の利用対象外とする。

- ・出資や責務の支払い 及び 金融商品の購入
- ・商品券、ビール券、酒券、図書券等の金券、プリペイドカードの購入、及び 電子マネーのチャージ
- ・切手、官製はがき、印紙の購入
- ・仕入れ等の事業資金の支払い
- ・不動産、自動車の購入
- ・国や地方公共団体への支払い 及び 公共料金の支払い
- ・その他 実施主体者の指定するもの

⑤未使用クーポン券等の払い戻しはできない。

ただし、緊急事態宣言等により、「アキウルミナ 2024」の延期・中止等により、協議会事務局が判断した場合はこの限りではない。

⑥クーポン券の額面に満たない場合は、釣銭は支払わない。

11. クーポン券取り扱いの注意事項

①クーポン券と現金の交換は禁止しています。

②クーポン券の利用期間は「2024年10月25日 ～ 2025年1月31日」までです。

期限が過ぎたクーポン券は絶対に受け取らないでください。万一、受け取ってしまった場合、換金には応じることはできません。

また、クーポン券の利用期間は、アキウルミナ 2024 中のコラボイベント（「ナイトミュージアム」、「AKIULUMINART-アート巡り」等）の開催期間とは異なります。イベント終了後も利用可能ですので、ご注意ください。

③クーポン券額面以下の利用であっても、釣銭は渡さないでください。

④不足分は現金等、他の方法で決済してください。

⑤クーポン券の盗難・紛失・滅失 または 偽造・模造については、実施主体者は責を負いませんので、ご注意ください。

⑥偽造防止のため、クーポン券裏面にはアキウルミナ協議会の「角印」を押印いたします。押印のないものは無効です。

12. クーポン券の換金

クーポン券の換金期間は「2024年11月1日 ～ 2025年2月10日」までとなります。

換金期限が過ぎた場合、事務局での換金はいえませんが、期限厳守にてお願いいたします。

①クーポン券の換金は「アキウルミナ 2024 事務局」（秋保 手づくりソーセージ工房 vienna29）にて行います。

②クーポン券換金に際し換金手数料は発生いたしません。（額面通り換金いたします）

③クーポン券換金は事務局にて現金受け渡しとなります。

事前にご連絡いただき、別紙の「アキウルミナ クーポン券換金請求書 兼 受領書」に記入・捺印の上、ご来所ください。※事前連絡のない場合、当日お支払いができない場合がございます。

④銀行等振込をご希望の場合は、振込手数料等を差し引いた上でのご入金となります。

※振込の場合は、ご請求月の月末締め精算、翌月末のお振込みとなります。

13. その他.

本要綱に記載のない事項 もしくは 定めのない事項に関しては、実施主体者がその対応を決定する。

●お問合せ●

アキウルミナ 2024 事務局(手づくりソーセージ工房 vienna29 内)

担当：村岡 哲

T E L 050-1037-0650